

いかなご込網漁業の許可について

令和6年5月30日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第10号で定めるいかなご込網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 いかなご込網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
いかなご込網漁業	塩飽諸島地先海面	2月1日から 6月30日まで	1	本島、多度津町高見に 漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年5月30日～同年6月5日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和8年6月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

(イ) いかなご以外の魚種を目的として操業してはならない。

(ウ) 日没から日の出までは操業してはならない。

(エ) 関係漁業者と協定のうえ操業すること。

(オ) たこつぼなわ漁業者と協調のうえ操業すること。

(カ) 航路筋、港域では船舶の航行、碇けいを妨げてはならない。

(キ) 使用漁具は錨から袖網中央部までの長さが135m以内、袖網前端から袖網中央部までの長さが55m以内とする。（別紙図示）

(ク) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

(ケ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

使用漁具は、錨から袖網中央部までの長さが135m以内、袖網前端から袖網中央部までの長さが55m以内とする。

